



2026年2月26日

各位

会社名 セーフイー株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 佐渡島 隆平
(コード：4375 グロース市場)
問合せ先 経営企画部長 兼 VP of Finance 佐竹 祥治
(TEL. 03-6311-4570)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において「定款の一部変更」を2026年3月26日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、「映像から未来をつくる」というビジョンのもと、更なる成長と企業価値向上を実現するため、取締役会の機能を一層強化することといたしました。変化の激しい経営環境において、取締役がそれぞれの知見・専門性を最大限に発揮し、中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、経営の意思決定および業務執行の迅速化を図るとともに、監督機能の強化と経営の透明性向上が不可欠と考えております。

監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を増員し、活発な議論を行うことで取締役会の活性化を図り、取締役会のモニタリング機能を強化し経営の公正性及び透明性を高めるとともに、グローバルなステークホルダーからも理解が得られやすいガバナンス体制を構築し、ステークホルダーの皆様とともに成長していくことを目指します。

つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、これらに伴う関連規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

なお、本議案における定款変更については、今回の株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> | (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、3 名以上とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> | <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、3 名以上とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>代表取締役社長</u> 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第 27 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u> <u>(選任方法)</u> 第 28 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(任期)</u> 第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第 30 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略) 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(報酬等)</p> <p><u>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 34 条 (条文省略)</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p><u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 30 条 (現行どおり)</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>35</u> 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金) 第 <u>36</u> 条 (条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間) 第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p> <p>(定款に定めのない事項) 第 <u>38</u> 条 (条文省略) (新設)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日) 第 <u>31</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金) 第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(定款に定めのない事項) 第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役及び監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 <u>35</u> 条 当社は、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償を、各監査等委員の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

以 上